管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 公衆衛生研究所 | 管外旅費における精算事務において、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものがあった。１　旅行取り止めにより戻入額が発生したもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 戻入額 | 精算書の起票日 |
| 滋賀県庁 | 平成26年10月24日 | 1,940円 | 平成26年12月５日 |

２　概算払い額と精算額が一致し、過払いや支給不足が発生しなかったもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出張内容 | 旅行日 | 旅費支給額 | 精算書の起票日 |
| 東京国際フォーラム | 平成26年４月11日から同月12日 | 37,600円 | 平成26年６月10日 |
| 東京都健康安全研究センター | 平成26年５月７日から同月８日 | 15,040円 | 平成26年６月13日 |
| ヒルトン福岡シーホーク | 平成26年６月18日から同月20日 | 48,150円 | 平成26年８月12日 |
| タワーホール船堀（２件） | 平成26年６月25日から同月27日 | 46,540円 | 平成26年８月12日 |
| タワーホール船堀 | 平成26年６月25日から同月27日 | 46,910円 | 平成26年12月２日 |
| タワーホール船堀 | 平成26年６月26日から同月27日 | 38,400円 | 平成26年８月12日 |
| 東京都健康安全研究センター | 平成26年８月29日 | 29,860円 | 平成26年10月22日 |
| 国立感染症研究所村山庁舎 | 平成26年10月６日から同月24日 | 174,820円 | 平成26年12月５日 |
| 京王プラザホテル | 平成26年10月18日から同月19日 | 2,600円 | 平成26年12月５日 |
| ウインク愛知(２件) | 平成26年10月24日 | 13,120円 | 平成26年12月５日 |
| 滋賀県庁（４件） | 平成26年10月24日 | 1,680円～2,500円 | 平成26年12月５日 |
| 東京都庁（２件） | 平成26年10月27日から同年10月28日 | 37,600円 | 平成26年12月２日 |
| 公益財団法人日本分析センター | 平成26年12月16日から同月19日 | 58,040円 | 平成27年３月18日 |

 | 概算払を受けた旅費の精算手続について、大阪府財務規則の規定に基づき適正な処理を行うよう、全職員に徹底されたい。【地方自治法施行令】（概算払） 第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費【大阪府財務規則】（概算払の精算）第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | 平成27年11月13日に全職員に対して監査結果の情報共有を行い、財務規則の規定の周知徹底を図った。併せて総務課担当者に事務を適正に行うよう指導し、今後は担当者と決裁権者によるダブルチェックを徹底することを確認した。今後は、会計事務の適正な事務執行に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月13日、事務局：平成27年11月12日）